

開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○ 開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）

（抄）

.....

○開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（占用料の額）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、開発道路に係る道路の占用のうち占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、<u>当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を加えた額</u>（当該合計額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、<u>当該各年度において当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額</u>（当該合計額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額</p>	<p>（占用料の額）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、開発道路に係る道路の占用のうち占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>一・〇八を乗じて得た額</u>（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>一・〇八を乗じて得た額</u>（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。</p>

とする。

3・4 (略)

別表 (第三条関係)

				占用物件							
柱	第一種電話	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱							
年	つき	一本に		単位							
〇〇	一、五	〇〇	三、五	〇〇	二、六	〇〇	一、七	地	第一級	所在地	占用料
	六五〇	〇〇	一、五	〇〇	一、一		七三〇	地	第二級		
	四六〇	〇〇	一、一		七九〇		五一〇	地	第三級		
	三八〇		八八〇		六五〇		四二〇	地	第四級		
	三四〇		七八〇		五八〇		三八〇	地	第五級		

3・4 (略)

別表 (第三条関係)

				占用物件							
柱	第一種電話	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱							
年	つき	一本に		単位							
〇〇	一、四	〇〇	三、三	〇〇	二、四	〇〇	一、六	地	第一級	所在地	占用料
	五九〇	〇〇	一、四	〇〇	一、〇		六六〇	地	第二級		
	四〇〇		九二〇		六八〇		四四〇	地	第三級		
	三二〇		七三〇		五四〇		三五〇	地	第四級		
	二七〇		六三〇		四七〇		三〇〇	地	第五級		

る工作	に掲げ	第一号	第一項	十二条	法第三												
			る変圧器	路上に設け		他の線類	る電線その	地下に設け	設ける線類	の他上空に	共架電線そ	類	その他の柱	柱	第三種電話	柱	第二種電話
占用面	年	つき一	一個に			き一年		ルにつ	メートル	長さ一							
		〇〇	一、五			九				一五			一五〇	〇〇	三、四	〇〇	二、四
			六四〇			四				七			六五	〇〇	一、四	〇〇	一、〇
			四五〇			三				五			四六	〇〇	一、〇		七三〇
			三七〇			二				四			三八		八三〇		六一〇
			三三〇			二				三			三四		七四〇		五四〇

る工作	に掲げ	第一号	第一項	十二条	法第三												
			る変圧器	路上に設け		他の線類	る電線その	地下に設け	設ける線類	の他上空に	共架電線そ	類	その他の柱	柱	第三種電話	柱	第二種電話
占用面	年	つき一	一個に			き一年		ルにつ	メートル	長さ一							
		〇〇	一、四			八				一四			一四〇	〇〇	三、一	〇〇	二、三
			五八〇			四				六			五九	〇〇	一、三		九五〇
			三九〇			二				四			四〇		八七〇		六三〇
			三一〇			二				三			三二		六九〇		五〇〇
			二七〇			二				三			二七		六〇〇		四四〇

物

年	つき	トルに	広告塔			郵便差出箱 及び信書便 差出箱	所 び公衆電話 するもの及	変圧塔その 他これに類 するもの及	地下に設け る変圧器	年	つき	トルに	積一平		
			方メー	積一平	表示面								方メー	積一平	表示面
		〇〇〇	二五、		〇〇	一、三	〇〇	三、一				九二〇			
		〇〇	四、三			五五〇	〇〇	一、三				三九〇			
		〇〇	一、九			三八〇		九一〇				二七〇			
			九六〇			三三〇		七六〇				二三〇			
			六七〇			二八〇		六八〇				二〇〇			

物

年	つき	トルに	広告塔			郵便差出箱 及び信書便 差出箱	所 び公衆電話 するもの及	変圧塔その 他これに類 するもの及	地下に設け る変圧器	年	つき	トルに	積一平		
			方メー	積一平	表示面								方メー	積一平	表示面
		〇〇〇	一九、		〇〇	一、二	〇〇	二、八				八五〇			
		〇〇	三、八			五〇〇	〇〇	一、二				三五〇			
		〇〇	一、七			三三〇		七九〇				二四〇			
			九六〇			二七〇		六三〇				一九〇			
			六七〇			二三〇		五四〇				一六〇			

未満のもの	五メートル以上〇・一メートル	一メートル	外径が〇・一メートル	未満のもの	一メートル	〇七メートル以上〇・一メートル	外径が〇・一メートル	の	〇七メートル未満のもの	外径が〇・一メートル	その他のもの	占用面	積一平	方メー	トルに	つき一	年	
	一四〇					九二				六四					〇〇			
	五九					三九				二七					〇〇			
	四一					二七				一九								
	三四					二三				一六								
	三〇					二〇				一四								

未満のもの	五メートル以上〇・一メートル	一メートル	外径が〇・一メートル	未満のもの	一メートル	〇七メートル以上〇・一メートル	外径が〇・一メートル	の	〇七メートル未満のもの	外径が〇・一メートル	その他のもの	占用面	積一平	方メー	トルに	つき一	年	
	一三〇					八五				五九					〇〇			
	五三					三五				二五					〇〇			
	三六					二四				一七								
	二八					一九				一三								
	二四					一六				一一								

法第三 十二条		第一項		第二号		に掲げ る物件	
外径が〇・ 一五メートル 以上〇・ 二メートル 未満のもの	長さ一 メートル	二メートル 以上〇・三 メートル未 満のもの	三メートル 以上〇・四 メートル未 満のもの	外径が〇・ 三メートル 以上〇・七 メートル未 満のもの	四メートル 以上〇・七 メートル未 満のもの	外径が〇・ 三メートル 以上〇・四 メートル未 満のもの	外径が〇・ 三メートル 以上〇・四 メートル未 満のもの
一八〇	二八〇	二八〇	三七〇	六四〇	二七〇	一六〇	一八〇
七八	一二〇	一二〇	一六〇	一九〇	一九〇	一一〇	一九〇
五五	八二	八二	一一〇	一六〇	一六〇	九一	一六〇
四五	六八	六八	九一	一四〇	一四〇	八一	一四〇

法第三 十二条		第一項		第二号		に掲げ る物件	
外径が〇・ 一五メートル 以上〇・ 二メートル 未満のもの	長さ一 メートル	二メートル 以上〇・三 メートル未 満のもの	三メートル 以上〇・四 メートル未 満のもの	外径が〇・ 三メートル 以上〇・七 メートル未 満のもの	四メートル 以上〇・七 メートル未 満のもの	外径が〇・ 三メートル 以上〇・四 メートル未 満のもの	外径が〇・ 三メートル 以上〇・四 メートル未 満のもの
一七〇	二五〇	二五〇	三四〇	五九〇	二五〇	一四〇	一七〇
七一	一一〇	一一〇	一四〇	一七〇	一七〇	九五	一七〇
四七	七一	七一	九五	一三〇	一三〇	七六	一三〇
三八	五七	五七	七六	一一〇	一一〇	六五	一一〇

			掲げる施設				
地下室	び地	街及地下		法第三十二条第一項 第三号及び第四号に	外径が一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	満のもの
の	二の	階数が	の	一の	階数が		
積一平	占用面						
Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額		〇〇	三、一	一、八	九二〇	
			〇〇	一、三	七八〇	三九〇	
				九一〇	五五〇	二七〇	
				七六〇	四五〇	二三〇	
				六八〇	四一〇	二〇〇	

			掲げる施設				
地下室	び地	街及地下		法第三十二条第一項 第三号及び第四号に	外径が一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	満のもの
の	二の	階数が	の	一の	階数が		
積一平	占用面						
Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額		〇〇	二、八	一、七	八五〇	
			〇〇	一、二	七一〇	三五〇	
				七九〇	四七〇	二四〇	
				六三〇	三八〇	一九〇	
				五四〇	三三〇	一六〇	



法第三 十二条	第一項	第五号	に掲げ		る施設			法第三 十二条	第一項	第五号	に掲げ		
			階数が トルに	三以上 つき一	のもの 年	上空に設け る通路	地下に設け る通路				その他のも の	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	法第三 十二条 第一項
方メー	トルに	つき一	Aに〇・〇一を乗じて得た額		積一平	占用面	占用面	方メー	トルに	つき一	日	占用面	積一平

法第三 十二条	第一項	第五号	に掲げ		る施設			法第三 十二条	第一項	第五号	に掲げ		
			階数が トルに	三以上 つき一	のもの 年	上空に設け る通路	地下に設け る通路				その他のも の	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	法第三 十二条 第一項
方メー	トルに	つき一	Aに〇・〇一を乗じて得た額		積一平	占用面	占用面	方メー	トルに	つき一	日	占用面	積一平

標識	。除くのをるもであいち(ア)看板						の その他のも			
	のもの その他			に設け 一時的						
年 つき 一本に	年 つき トルに	方 メー	積 一平	表示 面	月 つき 一本に	方 メー	積 一平	表示 面	月 つき トルに	方 メー
〇〇 二、四	〇〇〇 二五、				〇〇 二、五				〇〇 二、五	
〇〇 一、〇	〇〇 四、三				四三〇 四三〇					四三〇 四三〇
七三〇 七三〇	〇〇 一、九				一九〇 一九〇					一九〇 一九〇
六一〇 六一〇	九六〇 九六〇				九六 九六					九六 九六
五四〇 五四〇	六七〇 六七〇				六七 六七					六七 六七

標識	。除くのをるもであいち(ア)看板						の その他のも			
	のもの その他			に設け 一時的						
年 つき 一本に	年 つき トルに	方 メー	積 一平	表示 面	月 つき 一本に	方 メー	積 一平	表示 面	月 つき トルに	方 メー
〇〇 二、三	〇〇〇 一九、				〇〇 一、九				〇〇 一、九	
九五〇 九五〇	〇〇 三、八				三八〇 三八〇					三八〇 三八〇
六三〇 六三〇	〇〇 一、七				一七〇 一七〇					一七〇 一七〇
五〇〇 五〇〇	九六〇 九六〇				九六 九六					九六 九六
四四〇 四四〇	六七〇 六七〇				六七 六七					六七 六七

令第七 条第一 号に掲 げる物 件																						
幕( 祭礼、)	令第 七条 縁日そ	第四 催しに	号に 際し、	掲げ 一時的	る工 に設け	事用 るもの	施設	であ	お 旗ざ													
									祭礼、	縁日そ	他の	催しに	際し、	一時的	に設け	るもの						
	その面	積一平	方メー	トルに	つき一	日			月	つき一	一本に											
			二五〇							〇〇	二、五											
			四三								四三〇											
			一九								一九〇											
			一〇								九六											
			七								六七											

令第七 条第一 号に掲 げる物 件																						
幕( 祭礼、)	令第 七条 縁日そ	第四 催しに	号に 際し、	掲げ 一時的	る工 に設け	事用 るもの	施設	であ	お 旗ざ													
									祭礼、	縁日そ	他の	催しに	際し、	一時的	に設け	るもの						
	その面	積一平	方メー	トルに	つき一	日			月	つき一	一本に											
			一九〇							〇〇	一、九											
			三八								三八〇											
			一七								一七〇											
			一〇								九六											
			七								六七											

同条第五号に掲げる	令第七条第四号に掲げる工事用施設及び	令第七条第三号に掲げる施設	令第七条第二号に掲げる工作物	ア					除く	のを	その他	積一平			
				チ		ア									
				のもの	その他	るもの	横断す	車道を							
積一平	占用面	方メー	トルに	年	つき一	月	つき一	一基に	月	つき一	トルに	方メー	積一平		
〇〇	二、五	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	〇〇	三、一	〇〇〇	〇〇〇	二五、	〇〇	二、五	〇〇	〇〇	二、五	〇〇		
	四三〇		〇〇	一、三		〇〇	四、三							四三〇	
	一九〇			九一〇			〇〇							一、九	一九〇
	九六			七六〇										九六〇	九六
	六七			六八〇										六七〇	六七

同条第五号に掲げる	令第七条第四号に掲げる工事用施設及び	令第七条第三号に掲げる施設	令第七条第二号に掲げる工作物	ア					除く	のを	その他	積一平			
				チ		ア									
				のもの	その他	るもの	横断す	車道を							
積一平	占用面	方メー	トルに	年	つき一	月	つき一	一基に	月	つき一	トルに	方メー	積一平		
〇〇	一、九	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	〇〇	二、八	〇〇〇	〇〇〇	一九、	〇〇	一、九	〇〇	〇〇	一、九	〇〇		
	三八〇		〇〇	一、二		〇〇	三、八							三八〇	
	一七〇			七九〇			〇〇							一、七	一七〇
	九六			六三〇										九六〇	九六
	六七			五四〇										六七〇	六七

第七令 第八條 に掲げる 施設の 号	地下 階数が 一のもの	上空に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下の地下を除く。に設けるもの	施設	第七令第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる	工 事 用 材 料	方 メ ー ト ル に つ き 一 月												
								得た額	乗るべき乗数	得た額	乗るべき乗数	得た額	乗るべき乗数						
Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	三〇												
							Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	一三〇								
											Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	九一				
															Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	七六
																			Aに〇・〇〇二

第七令 第八條 に掲げる 施設の 号	地下 階数が 一のもの	上空に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下の地下を除く。に設けるもの	施設	第七令第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる	工 事 用 材 料	方 メ ー ト ル に つ き 一 月															
								得た額	乗るべき乗数	得た額	乗るべき乗数	得た額	乗るべき乗数									
Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	二八〇															
							Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	一二〇										
												Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	七九					
																	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	Aに〇・〇〇一	六三
																						Aに〇・〇〇二

設		第七令		第九条		掲号		設	
の		建築物		の		の		の	
の		の		の		の		の	
の		の		の		の		の	
積一平	占用面	た額	じて得	た額	じて得	Aに〇	・〇〇	Aに〇	Aに〇
額	て得た	額	じて得	額	じて得	Aに〇	・〇一	Aに〇	Aに〇
た額	じて得	た額	じて得	た額	じて得	Aに〇	・〇一	Aに〇	Aに〇
た額	じて得	た額	じて得	た額	じて得	Aに〇	・〇一	Aに〇	Aに〇
た額	じて得	た額	じて得	た額	じて得	Aに〇	・〇一	Aに〇	Aに〇
た額	じて得	た額	じて得	た額	じて得	Aに〇	・〇一	Aに〇	Aに〇
				Aに〇・〇三三を乗じて得た額		Aに〇・〇一を乗じて得た額		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	

設		第七令		第九条		掲号		設	
の		建築物		の		の		の	
の		の		の		の		の	
の		の		の		の		の	
積一平	占用面	た額	じて得	た額	じて得	Aに〇	・〇〇	Aに〇	Aに〇
額	て得た	額	じて得	額	じて得	Aに〇	・〇一	Aに〇	Aに〇
た額	じて得	た額	じて得	た額	じて得	Aに〇	・〇一	Aに〇	Aに〇
た額	じて得	た額	じて得	た額	じて得	Aに〇	・〇一	Aに〇	Aに〇
た額	じて得	た額	じて得	た額	じて得	Aに〇	・〇一	Aに〇	Aに〇
た額	じて得	た額	じて得	た額	じて得	Aに〇	・〇一	Aに〇	Aに〇
				Aに〇・〇三四を乗じて得た額		Aに〇・〇一を乗じて得た額		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	

令第七条第十二号に	物	設 建 築	応 急 仮	掲 げる	一 号 に	条 第 十	令 第 七	駐 車 場	自 動 車	設 及 び	掲 げる	号 に 掲	条 第 十	令 第 七	建 築 物

年 | つき | トルに | 方メー

Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	た額	一を乗	・〇一	Aに〇	た額	八を乗	・〇〇	Aに〇	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
			じて得	四を乗	・〇一	Aに〇	じて得	を乗じ	・〇一	Aに〇	
			た額	六を乗	・〇一	Aに〇	た額	二を乗	・〇一	Aに〇	
			じて得	九を乗	・〇一	Aに〇	た額	三を乗	・〇一	Aに〇	
			た額	三を乗	・〇二	Aに〇	た額	六を乗	・〇一	Aに〇	

令第七条第十二号に	物	設 建 築	応 急 仮	掲 げる	一 号 に	条 第 十	令 第 七	駐 車 場	自 動 車	設 及 び	掲 げる	号 に 掲	条 第 十	令 第 七	建 築 物

年 | つき | トルに | 方メー

Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	た額	三を乗	・〇一	Aに〇	た額	九を乗	・〇〇	Aに〇	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
			じて得	五を乗	・〇一	Aに〇	じて得	を乗じ	・〇一	Aに〇	
			た額	七を乗	・〇一	Aに〇	た額	二を乗	・〇一	Aに〇	
			じて得	九を乗	・〇一	Aに〇	た額	四を乗	・〇一	Aに〇	
			た額	四を乗	・〇二	Aに〇	た額	七を乗	・〇一	Aに〇	

		掲げる器具										
の	その他のもの	上空に設けるもの	施設	掲げる	三号に	条第十	令第七	自動車専用道	若しくは自	自動車国道	上又は高速	トンネルの
			もの	下に設ける	。の路面	ものに限る	路(高架の	自動車専用道	若しくは自	自動車国道	上又は高速	トンネルの
	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	た額	じて得	た額	た額	た額	三を乗	・〇一	Aに〇		
			た額	じて得	た額	た額	た額	四を乗	・〇一	Aに〇		
			た額	じて得	た額	た額	た額	六を乗	・〇一	Aに〇		
			た額	じて得	た額	た額	た額	九を乗	・〇一	Aに〇		
			た額	じて得	た額	た額	た額	三を乗	・〇二	Aに〇		
	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	た額	じて得	た額	た額	た額	三を乗	・〇一	Aに〇		
			た額	じて得	た額	た額	た額	五を乗	・〇一	Aに〇		
			た額	じて得	た額	た額	た額	七を乗	・〇一	Aに〇		
			た額	じて得	た額	た額	た額	九を乗	・〇一	Aに〇		
			た額	じて得	た額	た額	た額	四を乗	・〇二	Aに〇		